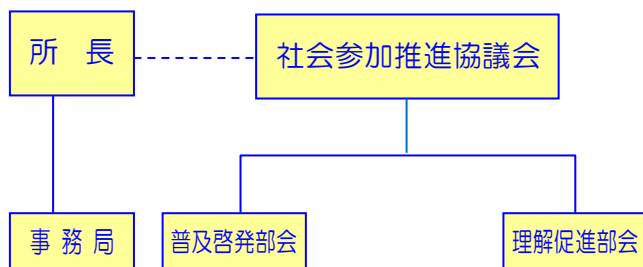


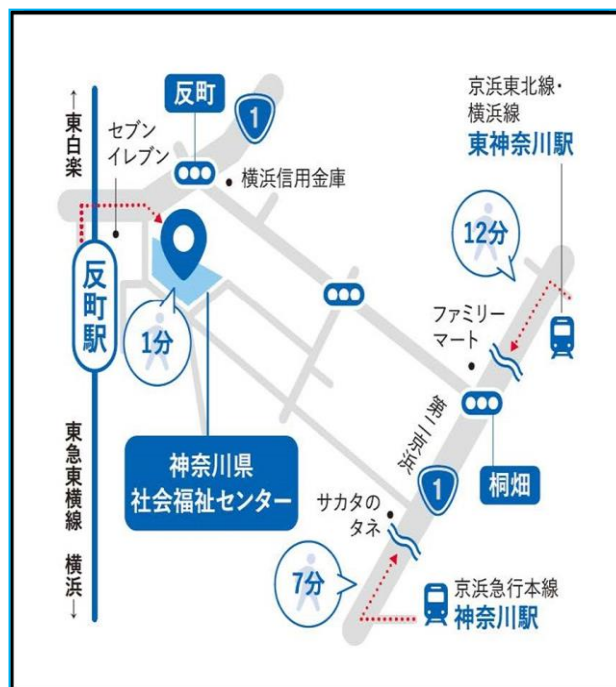
～組織図～



～構成団体～

1. 障害者(同家族)の当事者関係団体
(1) 身体障害者関係団体
<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人神奈川県身体障害者連合会 ・NPO神奈川県視覚障害者福祉協会 ・社団法人神奈川県聴覚障害者協会 ・神奈川県肢体障害者福祉協会 ・全国脊髄損傷者連合会神奈川県支部 ・神奈川銀鈴会 ・社団法人日本オストミー協会神奈川支部 ・神奈川盲ろう者ゆりの会
(2) 知的障害者関係団体
<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県手をつなぐ育成会 ・神奈川県知的障害施設団体連合会
(3) 精神障害者関係団体
<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人じんかれん(神奈川県精神障害者家族会連合会) ・神奈川県精神障害者連絡協議会 ・NPO神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会
2. 福祉関係団体
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

～案内図～



《東急 反町駅から徒歩約1分》

《神奈川県障害者社会参加推進センター》

〒221-0825

横浜市神奈川区反町3-17-2

神奈川県社会福祉センター5階

TEL 045-311-8736

FAX 045-316-6860

〔(財)神奈川県身体障害者連合会事務局内〕

[HP] <http://kanagawa-kenshinren.or.jp>

2024. 4. 1 発行



当センターは、障害のある方自らが、障害者の自立した地域生活支援と社会参加を推進するための事業を実施するセンターです。

皆さまのニーズに応じて様々な事業を展開しています。



※当センターは、神奈川県からの委託で事業を実施しています。

～事業内容～

★社会参加推進センター実施事業

1 社会参加推進協議会の設置・運営事業

社会参加推進センターの運営及び実施事業等を身体障害・知的障害・精神障害の障害者団体等の代表者で協議する。

また、障がい者の社会参加推進のために必要な取組み等の具体的な検討を実施する部会を設置する。



2 情報収集・提供事業

- (1) 障害者社会参加推進センターの広報・情報提供事業
- (2) 障害者の社会参加を促進するための情報収集、提供事業
- (3) サービス等情報提供事業



3 社会参加推進事業

(1) 研修会等の開催

(対象：障害者／家族・支援者)

障害者等の自立した地域生活の支援、社会参加の促進に資する研修会等を開催する。

また、障がい当事者が経験している状況等の発表を通し、障がい当事者目線への気づきや理解を促進する。



(2) 障害者理解促進事業

「障がいってなんだろう？」の開催

障がい当事者の皆さんに、自身の経験や取組み等を講義してもらうと共に、障がいの疑似体験を実施し、障がいの理解を促進する。



4 障害者文化・芸術際

障害者週間における行事として、障がい者の文化・芸術活動の促進と技術の向上、また、その活動を通じて障がい者の積極的な社会参加の推進を図ることを目的として実施する。

- ・ダンスや楽器演奏等のサークル的活動を実施している団体等の発表
- ・写真、書道、手芸、工作、絵画等の作品展示

あなたは、神奈川県
けん しょう
「憲章」
を知っていますか？
答.
「ともに生きる」

「ともに生きる社会かながわ憲章」

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

県と県議会は、ともに生きる社会の実現をめざし、この憲章を策定しています。 神奈川県 とともに生きる